

ご入学おめでとうございます！

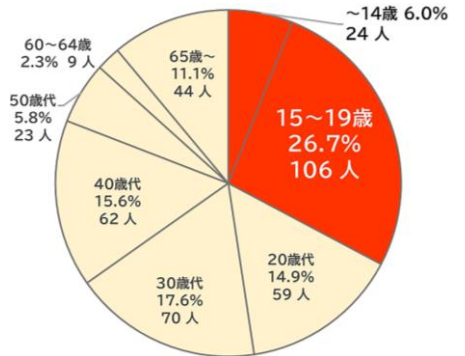
これから自転車で通学を始める方もいらっしゃると思います。自転車は免許がなく、誰でも気軽に乗れて便利な反面、正しい方法で使用しないと事故を起こしてしまったり、大きなケガにつながります。

新生活を機に、自転車の使い方を見直してみましょう。

## 🚲自転車事故の死傷者の3割強が若年層です！🚲

令和3年に仙台市で発生した自転車事故で死傷した方のうち、3割強が20歳代未満の若年層です。

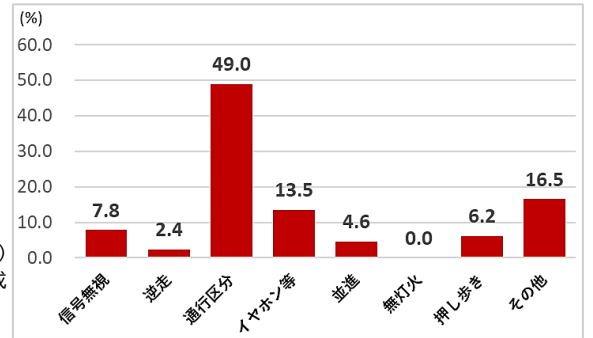
大切な命を守るために、交通ルールをしっかりと守って事故を起こさないようにしましょう。



## 🚲自転車の違反で多いのは「通行区分違反」🚲

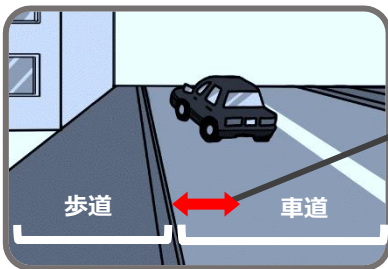
自転車通行中の違反行為が目立つのが、道路交通法等で定められた場所以外を通行してしまう「通行区分違反」です。

自転車が通行できると定められた場所以外の通行は、歩行者の通行を妨げ、事故を起こす可能性が高くなります。



自転車走行時の違反状況(令和3年)  
※仙台市自転車ルール・マナー実態調査より作成

## 自転車はどこを走る？

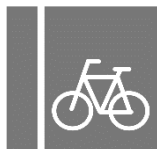


【原則】  
車道の左側を  
通行

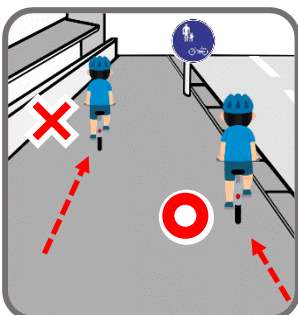
自転車および歩行者専用の標識や、歩道上に線や色で分けられた路面標示がある場所は通行できます。



道路標識



道路標示



歩道の車道寄り部分を徐行する



「普通自転車通行指定部分」があるときは、その部分を徐行する

自転車は、道路交通法で「軽車両」、つまり自動車の仲間と決められています。

したがって、「車道の左側」を通行するのが原則です。例外として「歩道を通行できる標識・路面標示がある」「13歳以下の子供・70歳以上の高齢者、法令で定める障害者」「駐車車両や道路工事等により車道走行が危険な場合」では歩道を通行できます。

### 【歩道を走るときも要注意！】

例外的に歩道を通行できる場合でも、歩道上では車道側に寄り、または自転車通行が可能な部分を、すぐに止まれるような速度（徐行）で通行します。

歩道は歩行者のための道です。「通行させてもらっている」という気持ちを忘れずに、歩行者を優先して通行しましょう。

歩行者の多い場所では、無理に人混みの中を通ろうとせず、自転車を降りて押して歩きましょう。

知っていますか？

# 仙台市自転車の安全利用に関する条例

仙台市には、自転車の安全利用に関する条例があります。市内で自転車を利用する人はすべて、この条例を守る義務があります。

(条例の詳しい内容は、右の二次元コードから仙台市ホームページをご確認ください。)

条例の中から、「ヘルメットの着用」と、「自転車損害賠償責任保険等への加入義務」について紹介します。

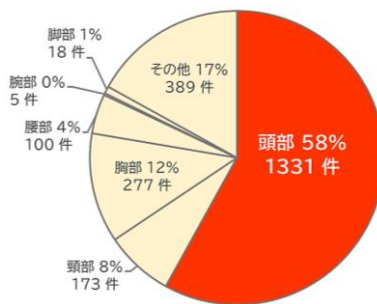


## ★ヘルメットを着用しましょう

## HELMET

自転車に乗っているときに交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。

また、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて約3倍高くなっており、交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。万が一事故にあったときに身を守るために、ヘルメットを忘れずに着用しましょう。



自転車乗用中死者の人体損傷主部位  
(平成28年～令和2年・総数 2,293人)



自転車乗用中ヘルメット着用状況別の致死率(令和2年)

※グラフはいずれも警察庁HPをもとに作成

## ★自転車損害賠償責任保険に加入しましょう

## INSURANCE

仙台市内で自転車を利用する人は「自転車損害賠償責任保険等」に加入する義務があります。自転車事故で相手にけがをさせてしまった場合に、その損害賠償を行うための保険や共済のことです。

自転車事故で相手を死傷させてしまい、高額な損害賠償を請求される事例が発生していますので、万が一に備えて保険に加入してください。保険には以下のような種類があります。

### TSマークの付帯保険

自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受けた自転車に貼られる「TSマーク」に付帯される保険です。

有効期限は1年間です。賠償責任補償 1億円(限度額)  
限度額が1,000千万円の「青マーク」もあります。



<赤マーク>

### 個人賠償責任特約

自分や家族が加入している自動車保険や火災保険、傷害保険等に「特約」として付帯される保険です。

現在保険に加入している場合は、自転車での損害をカバーしているか一度確認してみましょう。

### その他の

### 自転車向け保険

コンビニエンスストアで取り扱う、自転車事故に特化した保険や、クレジットカードに付帯する保険もあります。

## 安全な自転車の利用方法はルールブックで!!



自転車が通行できる場所や交差点の正しい通行方法、自分でできる日常的な自転車の点検のしかたなど、自転車を安全に利用するための情報が満載のルールブックを、仙台市ホームページで公開しています。PDF形式で、スマホ・タブレット・パソコン等を使って見ることが出来ます。

右の二次元バーコードを読み取って掲載ページにアクセスしてみてください。

【お問い合わせ先】仙台市市民局自転車交通安全課  
Tel.022-214-1075

